

許可番号の記入について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記載にあたり、業者の許可番号は次の点に注意して記入してください。

運搬受託者の許可番号

搬出元の地域の収集運搬業許可番号を記載します。

兵庫県への報告の場合、搬出元は兵庫県内となることから、028から始まる11桁の兵庫県の許可番号を記載します。

処分受託者の許可番号

処分を行う業者の処分場所在地の処分業許可番号を記載します。

例えば、

- ・ 処分先が兵庫県内(神戸、姫路、尼崎、西宮市以外)の処分業者の場合は、兵庫県の許可業者になることから028から始まる11桁の兵庫県の許可番号を記載、
- ・ 処分先が神戸市内の処分業者の場合、神戸市の許可業者になることから069から始まる11桁の許可番号を記載、
- ・ 処分先が岡山県内(岡山市以外)の処分業者の場合、岡山県の許可番号033から始まる11桁の許可番号を記載することになります。

報告書記載例(抜粋)

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	0300廃油	50	25	02804	***商事(株)	兵庫県 市 町1-1	02824xxxxxx	(株) 産業	
2	0400廃酸	10	5	02814	xx運輸(株)	兵庫県 市 町123	02824	(株) 産業	
3	7100強酸 (特管)	20	14	02854	xx運輸(株)	兵庫県 市 町123	02874	(株) 産業	
4	7425汚泥(有害)	13	6	02855	商事(株)	岡山県 市 町123	03384xxxxxx	環境 (株)	

注意!

特別管理産業廃棄物と普通の産業廃棄物で許可番号が異なります。

産業廃棄物の品目ごとに、許可番号の記載に間違いがないようご注意ください。

例えば、兵庫県の収集運搬業許可番号の場合、

特別産業廃棄物(積替保管含まない)の許可番号は0285で始まる11桁の番号、

普通の産業廃棄物(積替保管含む)の許可番号は0281で始まる11桁の番号

となります。(参照:記載例の2、3の行)

(例) xx運輸(株)が次の収集運搬業許可をもっている場合、許可番号は4つあります。

普通の産業廃棄物 許可番号(11桁)

兵庫県許可(積保あり) 0281

大阪府許可(積保なし) 0270

特別管理産業廃棄物

兵庫県許可(積保なし) 0285

大阪府許可(積保なし) 0275

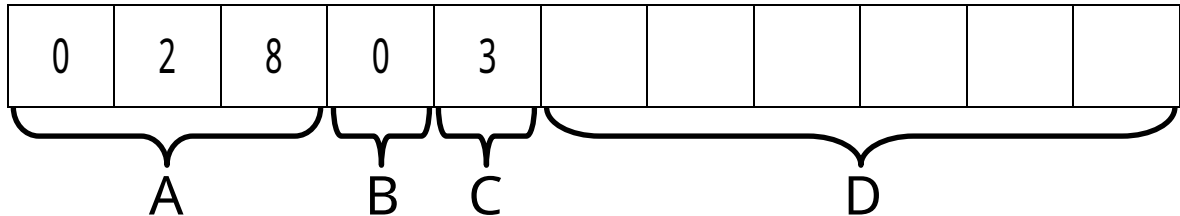
← 報告書には品目に応じて、この2つの番号のどちらかを記載します。

< 参考 >

許可番号について

産業廃棄物処理業者には、許可ごとに 11 桁の個別番号(許可番号)が付与されています。許可番号は次のとおり構成されています。

(例) 宝塚市(阪神北地域)の積保なし収集運搬業者[許可番号 02803] の場合



- A 都道府県・政令市番号 : 許可をした都道府県等の番号
- B 処理業の種別番号 : 許可の種類を表す番号
- C 都道府県等が自由に設定できる番号 : 兵庫県の場合、地域を区分する番号
- D 事業者が付与される固有番号 : 事業者の 6 桁の固有番号 (全国共通)

A 都道府県・政令市番号 (近隣府県の抜粋)

番号	府県等名	番号	府県等名	番号	府県等名	番号	府県等名
025	滋賀県	031	鳥取県	068	東大阪市	099	西宮市
026	京都府	033	岡山県	069	神戸市	100	倉敷市
027	大阪府	036	徳島県	070	姫路市	102	奈良市
028	兵庫県	065	京都市	071	尼崎市	106	高槻市
029	奈良県	066	大阪市	072	和歌山市	115	大津市
030	和歌山県	067	堺市	083	岡山市	118	豊中市

B 処理業の種別番号

< 産業廃棄物処理業 > (特管産廃以外)

業の種類 <産業廃棄物>	番号
収集運搬業(積替保管含まない)	0
収集運搬業(積替保管含む)	1
処分業(中間処理のみ)	2
処分業(最終処分のみ)	3
処分業(中間処理・最終処分とも)	4

< 特別管理産業廃棄物処理業 >

業の種類 <特別管理産業廃棄物>	番号
収集運搬業(積替保管含まない)	5
収集運搬業(積替保管含む)	6
処分業(中間処理のみ)	7
処分業(最終処分のみ)	8
処分業(中間処理・最終処分とも)	9

C 兵庫県が設定している番号

番号	地域名
1	阪神南
2	中播磨
3	阪神北
4	東播磨
5	北播磨
6	西播磨
7	但馬
8	丹波
9	淡路